

京丹後市 市民と行政の協働推進指針（改訂案）

平成 18 年 2 月策定

平成 22 年 3 月改訂

第 1 はじめに

本市は、平成 16 年 12 月に策定した「京丹後市行財政改革大綱」の推進期間が平成 21 年度をもって満了するため、平成 21 年 12 月に「第 2 次京丹後市行財政改革大綱」、平成 22 年 3 月に「第 2 次京丹後市行財政改革推進計画」を策定し、将来の財政状況を見据えて、持続可能な行財政運営の推進と、市民満足度の更なる向上を図るとともに、市民とともに知恵を出し合い、協働による地域経営の実現を目指すこととしている。

また、平成 20 年 4 月には、「京丹後市議会基本条例」とともに、市民と行政の協働による検討過程を大切にしながら、「京丹後市まちづくり基本条例」を制定し、その基本理念において、まちづくりは、市民の福祉の増進と地域社会の発展を目指し、市民及び市が、自治と協働によって進めることとしている。

さらに、平成 21 年 12 月に「京丹後市総合計画後期基本計画」を策定し、その計画において、「協働と共創のまちづくりの推進」を掲げ、住民、自治組織、企業、NPO、ボランティア組織など多様な主体と行政が、対等の立場で力を合わせてまちづくりを進めるため、市民活動の促進、広報広聴の充実などを施策方針として取り組みを展開することとしている。

なお、本市においては、これまでから様々な分野において、自治組織や各種団体などの協力を得ながら行政を進めてきており、また、各地域や団体等においては、自主的な活動や奉仕作業が展開されている。これらは、広義にみれば協働として捉えることができるものであり、その優れた取り組みは、将来にわたって継続・発展させることが、まず大切なことと考える。併せて、地方分権時代の中にあって、これまで以上に、地域や自治体独自の地域づくりが求められており、市民と行政が協力関係を一層発展させ、まちづくりを進めていくことが望ましいと考える。

これらのことを踏まえ、市民と行政の協働を進めるにあたり、市民と行政職員双方の意識づくりや市民活動拠点整備などの環境づくり、協働による事業の推進を図ることなどを目的として、平成 18 年 2 月に策定した「京丹後市 市民と行政の協働推進指針」を見直すものである。

※この指針でいう「市民」とは、住民、自治組織（区・地区）、事業者、NPO などの総称として用いる。

第 2 協働推進の基本的な考え方

1 協働とは

近年、多くの自治体において用いられている「協働」という言葉は、1977 年、アメリカ合衆国インディアナ大学の政治学者ヴィンセント・オストロムが、「地域住民と自治体職員とが共同して自治体政府の役割を果たしていくこと」の意味を一語で表現す

るために造語した“coproduction”(co「共に」、production「つくる」)が語源であるといわれている。

各自治体においては、地方分権時代を迎え、国からの包括的指揮監督に従う自治体から、自ら考えて実行する自治体への変革が求められており、各自治体はこの新しい自治体像に向かって自らのあり方を前向きに見直していくことが求められている。

このような中、平成17年3月、総務省を事務局とした「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」において、「分権型社会における自治体経営の刷新戦略—新しい公共空間の形成を目指して—」と題する報告書が公表され、その中で、「これまでのような行政を中心とした公共サービスの提供には質的にも量的にも限界があり、地域において公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な主体(住民団体、NPO、企業等)と協働して公共サービスを提供する仕組みを構築していく必要がある。」と提言されている。

このように新しい自治体運営のあり方が問われる中、本市は平成16年4月に6町が合併して誕生し、各地域の地理的条件、歴史、文化などの違いを踏まえ、これまでの各町の地域づくりの経過などを土台として行財政運営を進めている。

しかしながら、地方財政を取りまく厳しい財政状況や、少子高齢化など社会構造の変化、また、新たな行政課題に対応するためには、一層の市民参画を得る中で行財政運営を行うことが求められているとともに、行政サービスのあり方についても、市民が行うことと、行政が行うことの合意を得ながら見直していくことが必要であると考えられる。

このことに対応していくための仕組みとして、本市は、協働による地域経営の実現を目指し、様々な意見交換の場を設けて、市民と行政がより一層対話を行い、相互に理解を深めながら、行政が市民に対して何をすべきか一辺倒でなく、市民と行政が共に考え汗を流して行動していく公共の領域、すなわち協働の領域を拡充・創出していくことが必要であると考えられる。

本市においては、このような市民と行政の関わり方について、本市行財政改革大綱において述べているように「協働」と定義し、市民と行政が、お互いの信頼関係を構築しながら、行財政運営を進めていくことを目指すものである。

- ※「協働」とは、市民と行政が目的を共有し、また対等な立場でお互いを理解・協力し合ってそれぞれの役割を認識しながら共に取り組むという概念である。
- ※「地域経営」とは、住民、自治組織、事業者、NPO、行政など地域で暮らし活動している多様な主体が、価値観の違いを踏まえながらも合意形成を図りつつ、地域の課題とビジョンを共有し、その解決と実現に向かって実践していく住民自治のことである。

2 協働の進め方

平成20年4月に制定された「京丹後市まちづくり基本条例」の理念に基づき、各種団体や他の行政機関等と情報共有を図るなど連携・協力するとともに、地域づくりに深い関わりのある社会教育活動との連携を図りながら、効果的に次の取り組みを進める。

(1) 協働の意識づくり

市民と行政職員の双方が、これからの地域社会は市民と行政が協力し合って築きあげるという意識を持つことが重要であることから、セミナーの開催など協働に対する意識づくりに取り組むとともに、まちづくりの核となる人材の育成に努める。

(2) 協働の環境づくり

市民がまちづくりに参加しやすいように、パブリックコメント制度など既に実施している取り組みの周知徹底を一層図るなど、情報共有の取り組みを充実するとともに、市民活動拠点の整備などを実施し、市民が自主的・自発的にまちづくりに参加できる環境づくりを推進する。

(3) 協働による事業の推進

現在、実施している協働による事業については、より有効なものにしていくとともに、それ以外の事業及び新たな地域づくりの取り組みや課題解決にあたっては、協働による事業展開を視野に入れ、取り組みを進めていくこととする。

第3 協働の意識づくり

1 市民と行政職員の意識づくり

市民と行政職員の双方が、協働についての理解を深め、協働事業が推進できるよう、次の取り組みを進める。

(1) 市民への学習機会の提供

行政は、協働に関するセミナーやワークショップの開催に努め、市民に学習機会を提供する。

(2) 青少年の学習機会の確保

協働を継続的に推進していくため、本市の未来を担う青少年に対し、社会教育の一環として、協働のまちづくりについて学習する機会の確保に努める。

(3) 行政職員の研修への参加等

行政職員は市民から信頼される職員を目指し、各種団体や行政機関が開催する協働に関するセミナー等への参加や自主学習に取り組む。

(4) 行政職員の市民活動への積極的な参加

行政職員も地域の一員であることから、地域の催しや市民活動へ積極的に参加し、地域課題を敏感に捉える力を磨くとともに、市民との信頼関係の構築に努める。

2 まちづくりリーダーの養成等

専門知識や経験、ノウハウを持った市民の参画が重要であり、また、その核となる人材の育成が必要であるため、次の取り組みを実施する。

(1) まちづくりリーダーの養成

組織運営のマネジメント研修など、まちづくりリーダーとして必要な知識や技術を身につけることができる機会や場の提供を積極的に推進する。

(2) 人材バンク制度の実施

専門知識や経験、ノウハウを持った市民を人材バンクに登録し、希望する団体

などにアドバイザーとして派遣する取り組みを、現行の類似の取り組みと調整しながら実施する。

第4 協働の環境づくり

1 情報の共有

市民と行政が対等な立場で協働を進めていくためには、まず、豊富な情報を持つ行政が市民に積極的に情報を提供し、市民にとって「わかりやすい」ということに視点を置き、次の施策の周知徹底を一層図るなど情報提供・共有の取り組みを充実・実施する。

(1) パブリックコメント制度の実施

市の重要政策・施策等を形成する過程で市民からの意見を求め、その意見を考慮して政策等を定める制度を引き続き実施する。

(2) 政策広報の推進

市民に政策課題などを積極的に広報し、市民の意見や提案を行政の施策・事業に反映させるため、政策広報を一層推進する。

(3) 声の広報の充実

市の情報を広く市民に周知するため、「広報きょうたんご」等の内容をカセットテープ等に吹き込み、視覚障害者に引き続き提供する。

(4) 出前講座の実施

市民の関心の高い施策・事業などテーマを設定し、市民から申し込みのあったテーマを職員が出向いて説明を行う事業を引き続き実施する。

(5) 市長のタウンミーティングの実施

市全域を対象として、特定の行政課題に関し、市長と市民が意見交換を行い、市民と一緒に課題解決に向けての方策を検討する事業を実施する。

(6) 行政懇談会の実施

地域の公民館等に出向いて懇談し、地域の課題を共有し、地域住民と一緒に課題解決に向けての方策を検討する事業を引き続き実施する。

(7) ご意見箱の設置

市民が市政に対して意見することができる「ご意見箱」を市役所等に引き続き備え置く。

(8) 「わかりやすい予算書」の発行

市の予算内容を市民に周知するため、行政の視点でなく、市民が見てわかりやすい市の予算書を引き続き発行する。

(9) 市役所白書の発行

市政に対する理解を一層深めるため、市の概要や主要事業などを明記した市役所白書を発行する。

2 市民活動拠点整備

市民が市民活動に参加するきっかけづくりや自主的な市民活動を支援するため、活動拠点の整備を進める。

なお、平成18年10月に京都府において設置された「丹後NPOパートナーシップセ

ンター」や京丹後市社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等との連携を図り、取り組みを推進する。

(1) 市民活動支援センターの整備

市民の自主的・自発的な活動を支援するため、市民活動に関する情報の収集・提供や相談業務、地域づくりリーダー養成講座などの学習機会の提供業務、各種団体の連携事業の企画・立案などを実施する拠点を整備する。

(2) IT技能サポートセンターの整備

市民のIT技能修得の支援を推進するため、社会教育施設や庁舎空き部屋等を利用し整備に努める。

(3) 市民局庁舎の有効活用

市民局庁舎の空き部屋等を利用し、地域の各種団体（福祉団体、社会教育団体など）の事務局機能の配備に努める。

※この指針でいう「市民活動」とは、市民が行う自発的で非営利の社会貢献活動を「市民活動」とし、その活動を行う団体を「市民活動団体」と定義する。

なお、ボランティア団体、NPO、NPO法人についても「市民活動団体」とする。

ボランティア団体・・・社会貢献活動に参加する団体

NPO・・・・・・・・・・民間非営利組織（Non Profit Organizationの略）

NPO法人・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人

3 財政支援

市民と行政の協働を進めるため、その核となる市民活動団体等の公共・公益的な活動に対し、必要に応じ補助金等により支援する。

4 行政パートナー設置の検討

市民との協働のまちづくりを実現するため、行政のパートナーとして、自治組織や市民グループ等が市政の運営に関して必要な助言・調査研究・活動等を行う仕組みを検討する。

第5 協働による事業の推進

1 協働による事業について

これまでの地域づくりの経過を踏まえるとともに、自治組織や市民活動団体など多様な主体の優れた特性が活かされながら、その多様な主体と行政が共に取り組むことによりより効果が期待される事業を、協働による事業（以下、「協働事業」という。）として推進する。

なお、協働事業の実施過程については、公表を行い、協働に対する普及・啓発と、市民活動のきっかけづくりを推進する。

2 協働事業の推進方策

市民と行政の対話により、必要な調整を行いながら、協働事業を推進する。

特に、本市において繋がりの深い自治組織については、連携・協力関係を維持し、新たな協働事業についても対話を行いながら推進する。

また、市民からの協働事業の提案も受け入れ、協働に対する普及を図りながら、協働事業を推進する。

(1) 市民との対話による事業推進

各部局において、協働事業についての点検・洗い出しを行い、現在、協働事業として実施しているものについては、市民と共に点検を行い、より有効なものとなるよう取り組みを進める。

また、協働事業として実施可能なものについては、実施効果や経費負担などについて、市民と行政が十分対話を行う中で、お互いの信頼関係を築きながら推進する。

(2) 市民からの提案による事業推進

誰もが参加したくなるような魅力ある協働事業を市民から公募する提案制度を立ち上げ、提案のあったものについては、費用対効果等の観点から検討し、事業推進を図る。

第6 協働の推進体制

協働を全庁的に展開し、庁内での方針の徹底や成果の共有、庁内の連携を図るため、行財政改革推進本部を中心に取り組みを進める。

第7 今後に向けた取り組み

本市における協働についての議論は、緒についたばかりである。この取り組みを推進していくためには、本市の現状を踏まえ、市民と行政が共に考え実践しながら、長期的な視野で、着実にステップアップしていくことが必要である。

このため、本市は、協働の取り組みの普及・啓発や協働のあり方を継続的に検討し、評価を繰り返しながら、必要に応じ推進計画及び本指針の見直しを行い、市民と行政の協働を推進していくこととする。

附 則（平成 18 年 2 月 28 日）

この指針は、平成 18 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月●日）

この指針は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

《参考：協働の取り組み事例》

〔事例 1〕

市民の手づくり「京丹後市まちづくり基本条例」

まちづくり基本条例の制定にあたっては、市民との協働という観点を踏まえ、これまで以上に市民の市政への参加を重視し、「京丹後市まちづくり基本条例の制定をすすめる会」を主体として取り組みが進められた。平成 18 年 7 月に会の発足以来、50 回以上の様々な協議をはじめ、市議会や高校生、区長などとの意見交換、また市民アンケートやフォーラムの開催を行うなど、市民の目線から「まちづくり基本条例素案」をまとめ上げ、市長に提出され、市民と行政の協働による検討過程を大切にした「京丹後市まちづくり基本条例」が制定された。

※「京丹後市まちづくり基本条例の制定をすすめる会」は公募による市民 13 人が無報酬で、主体的に運営・活動する組織。

〔事例 2〕

市民協働型の大規模訓練「京丹後市総合防災訓練」

大地震など大災害の発生時に行政と民間機関、また市民がお互いの総力を結集して対応する「協働」の関係が最も大切であるという視点から、大災害時における被害の軽減と、市民の防災意識を高めていただく市民協働型の大規模訓練を実施。

地域では、特に高齢者や障害者など、災害時に支援が必要とされる区民の安否確認や避難誘導訓練、避難経路の確認や防災行政無線の操作訓練が実施された。また、自衛隊や消防署、消防団、災害時応援協定団体による倒壊家屋や被災車両からの救出・救助、ライフラインの復旧、救護所設置・運営、消防車による消火訓練など現地対応型訓練を実施した。

〔事例 3〕

地元住民による除雪「除雪機の地域貸与」

山間部から海岸部までの広範囲であることから地元建設業者を中心に国道、府道、市道の除雪を実施している。大型除雪車の入り込めない集落内の狭い市道も多くあるため、集落に 3 t 級のタイヤドーザ又は歩行型のロータリー式の小型除雪機を貸与し、地元住民による除雪を実施している。

〔事例 4〕

市民力の活性化を支援する「市民力活性化推進プロジェクト事業」

市民の潜在力や市民活動の活性化に貢献する活動を支援し、市民団体と行政の適切な役割分担と連携による地域の持続的な発展を図るため「市民力活性化推進プロジェクト事業補助金」を創設。地域の活力向上や課題解決に向けた取り組みを行う団体に交付している。協働と共創のまちづくり繋がる公益性のある市民活動を支援する制度として市民力の活性化を図っている。

〔事例5〕

地域ぐるみで子育てを支援「京丹後市ファミリー・サポート・センター」

安心とゆとりを持って子育てをしていただける環境づくりの一環として、育児の援助を受けたい方（お願い会員）と、育児のお手伝いをしたい方（まかせて会員）を広く募集・組織化し、子育て世代を地域で支える仕組みとして「京丹後市ファミリー・サポート・センター」を創設し運営している。

〔事例6〕

みんなで支え、みんなで育てる「学校支援ボランティア」

学校と地域住民との協働による「学校支援ボランティア」は地域住民の協力を得ることで、子どもたちの地域の方々とふれあいや地域理解を深めている。一方ボランティアの方々にとっても、経験や知識・技能を生かす場であり、生きがい作りや生涯学習社会への実現に繋がっている。

こうした取り組みにより地域と学校との絆の深まり、学校を核とした地域の教育力の向上などの効果が期待されている。

〔事例7〕

温かい医療の形をめざす「院内ボランティア」

地域に密着した病院、また院内の様子を地域の方々にご理解いただき、運営にもご協力いただく「地域に開かれた病院」の取り組みを進めている。

ボランティア活動により、患者さんの心が和んだり、また利便性が高まるなど「温かい医療の形」として、医師や看護師とは違った観点の役割を果たしていただくことが期待されており、ボランティア活動への機運の高まりもあり、「協働と共助・共創」の心で、院内での取り組みを活発化している。

〔事例8〕

健康増進及び健康長寿をすすめる「京丹後市健康づくり推進員」

市民の「自らの健康は自ら守る」意識を高め、健康増進及び健康長寿をすすめる「京丹後市健康づくり推進員」制度を創設。市民の健康な生活を推進するため、健康づくり活動を積極的に進める体制を整備している。

〔事例9〕

いざというときの支援体制「災害時要援護者避難支援」

災害時に家族などの支援だけでは避難することが困難、または、家族などの支援を受けられない在宅のお年寄りや障害者などへの援護支援のための情報を区、民生児童委員、自主防災組織などに提供することに同意を受けた上で災害時要援護者避難支援プランを策定。

よりきめ細やかな支援体制を整備し、区や自主防災組織と民生児童委員さんと連携を強めている。

〔事例10〕

登下校時の安全パトロール「にこにこカー」

児童生徒・園児の登下校（登降園）時の安全を確保するため、小中学校や幼稚園に「にこにこカー」を配車し、教職員やPTA、地域住民の協力をいただき走行パトロールを実施している。

〔事例11〕

環境大臣賞を受賞「環境・共生・参加のまちづくり」

平成18年度の「環境・共生・参加まちづくり表彰」において環境大臣賞を受賞。この表彰は「地球環境問題からリサイクル対策まで多岐にわたる地域課題を視野に入れ、住民・企業等との協働を図りながら環境の恵み豊かな持続可能なまちづくりに取り組んでいる地域」とされており、選考に際して、京丹後市内で行われている次のような環境保全の取り組みを総合的に評価を受けた。

- 資源循環型社会の構築を目指して、NPOが中心となって、市民や事業者、各地域などと協働して実施している使用済みてんぷら油回収事業や体験型環境学習活動。
- 学校、地域、各種団体が主体となった環境保全活動
- 琴引浜やブナ林、星空などの地域資源を活かした啓発事業
- 風の学校京都の運営
- 京都エコエネルギープロジェクトの推進
- エコドライブの推進
- 京丹後エコファミリーの地球温暖化防止活動

〔事例12〕

ふるさとを思う心でまちづくりを応援「京丹後ふるさと応援団」

京丹後市を全国に発信し市の活性化を図るため、京丹後市出身者の方や縁者の方を対象に、ふるさとを思う心でまちづくりの応援団になっていただく「京丹後ふるさと応援団」を平成19年9月に結成し、ホームページを開設するとともに、団員の募集をしている。

この取り組みを通して市の発展を応援していただける方々の輪を全国に広げ、ネットワークを活かして市外在住者のニーズ、要望、提言、人脈、知識等を施策立案に役立てている。

〔事例13〕

行政サービスと情報提供 郵便局との協定締結

行財政改革を推進し、スリムで効率的な行政運営を図りながらも、郵便局との協働により行政サービスを防ぐ取り組みを進め、次の三つの協定を締結している。

- 京丹後市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する協定
丹後木津郵便局ほか3局で、平成18年6月から、戸籍謄本・抄本等証明書の即時交付サービスを実施している。
- 市民生活に係る情報提供に関する協定
峰山郵便局ほか集配局で、平成18年4月から、郵便外務員が業務中に発見した市民

生活に係る情報を市に通報するサービスを実施している。

○ 災害時における相互協力に関する協定

市内全郵便局で、平成 18 年 4 月から、地震災害等が発生した場合において、市民生活に必要な対応を円滑に実施するため、京丹後市と郵便局が相互に協力している。